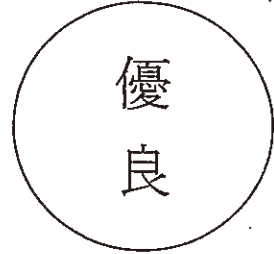


許可番号09711028664

産業廃棄物収集運搬業許可証

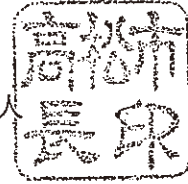


住所 香川県観音寺市大野原町福田原241番地1

氏名 株式会社パブリック  
代表取締役 三野 輝男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを  
第14条の2第1項  
証する。

高松市長 大西 秀 人



許可の年月日 平成29年5月22日

許可の有効年月日 平成36年5月21日

1. 事業の範囲

(1) 取り扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず ⑧木くず  
⑨繊維くず ⑩動植物性残さ ⑪ゴムくず ⑫金属くず ⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶  
磁器くず ⑭鉋さい ⑮がれき類 ⑯ばいじん ⑰処分するために処理したもの (ただし、これ  
らのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。) 以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含む。

(2) 積替え又は保管: 積替え又は保管を含む

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を  
行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
第2面、第3面のとおり。

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

第3面のとおり

5. 積替え許可の有無

余 白

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下 余 白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- (1) 所在地：香川県高松市香西本町1番17、1番119、1番123、1番125、1番126、1番128 以上  
面積：860㎡  
積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類 以上  
積替えのための保管上限：1816.6㎡  
積み上げることのできる高さ：5m
- (2) 所在地：香川県高松市香西本町1番129、1番130 以上  
面積：130㎡  
積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類 以上  
積替えのための保管上限：100㎡  
積み上げることのできる高さ：2.0m
- (3) 所在地：香川県高松市香西本町1番121 以上  
面積：42.18㎡  
積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦動植物性残さ ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩がれき類 ⑪ばいじん 以上  
積替えのための保管上限：①燃え殻 (2.0㎡) ②汚泥 (21.6㎡) ③廃油 (21.6㎡) ④廃酸 (21.6㎡) ⑤廃アルカリ (21.6㎡) ⑥廃プラスチック類 (21.6㎡) ⑦動植物性残さ (21.6㎡) ⑧金属くず (21.6㎡) ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (21.6㎡) ⑩がれき類 (21.6㎡) ⑪ばいじん (2.0㎡)  
積み上げることのできる高さ：1.0m
- (4) 所在地：香川県高松市香西本町1番154 以上  
面積：150㎡  
積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類 以上  
積替えのための保管上限：145.9㎡  
積み上げることのできる高さ：屋内保管であるため制限なし。
- (5) 所在地：香川県高松市香西本町1番154 以上  
面積：7.2㎡  
積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類 以上  
積替えのための保管上限：8.64㎡  
積み上げることのできる高さ：屋内保管であるため制限なし。

以 下 余 白

第3面

(6) 所在地：香川県高松市香西本町1番154 以上

面積：3.6㎡

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類 ⑥紙くず ⑦木くず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩処分するために処理したもの 以上

積替えのための保管上限：3.6㎡

積み上げることのできる高さ：屋内保管であるため制限なし。

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

種類	左欄の産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所の所在地
石綿含有産業廃棄物	(3)、(5)
水銀使用製品産業廃棄物	(6)
水銀含有ばいじん等	行わない。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 7 年 5 月 22 日(当初許可)

平成 11 年 8 月 5 日(更新許可)

平成 12 年 5 月 22 日(更新許可)

平成 17 年 8 月 3 日(更新許可)

平成 22 年 5 月 28 日(更新許可)

平成 26 年 11 月 4 日(優良確認)

平成 29 年 5 月 22 日(更新許可)

平成 30 年 10 月 2 日 (積替え保管施設の変更による書換え交付)

以下 余 白



COPY